

障がいのある人の雇用をお考えの事業主の方へ

社員の方が障がいがある状態になった場合の相談機関は？

- ・突然の事故で社員が障がいのある状態になってしまった場合、どこに相談したらよいのでしょうか？
- ・今後も会社で働いてほしい場合、どんなことに配慮したらよいのでしょうか？
- ・従業員が「うつ病」で休職しています。職場復帰をして、以前のように働いてほしい場合、どこに相談したらよいのでしょうか？

詳しくは 北海道障害者職業センター TEL 011 - 747 - 8231

障がいのある方を雇用するにあたってはこんな相談機関もあります。

- 就業・生活支援センターたすく 011-728-2000
- 就業・生活応援プラザとねっと 011-640-2777
- 就業・生活相談室からびな 011-768-7880
- 就業・生活相談室テラス 011-598-9394

障がいのある方を雇用したい、雇用した後の支援をお願いしたい、障がいのある方の生活面の支援をお願いしたい等のご相談に応じます。

また、就業・生活応援プラザとねっと、就業・生活相談室からびなでは「働いている障がいのある人の交流スペース」として「わーくカフェジョイン」、「～Navi」を運営しております。友達を作りたい、仕事の悩みを話したい方は是非ご利用ください。

*** 詳細についてのお問い合わせは、各事業所へ直接お電話ください。**